

香川県条例第14号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
(占用料及び使用料) 第9条 略  別表(第9条関係) 1 高松港港湾施設使用料					(占用料及び使用料) 第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。 2 略  別表(第9条関係) 1 高松港港湾施設使用料						
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考
1 栈橋 入場料	自動車(自動二輪車を除く。)		1台につき1回	97円		1 栈橋 入場料	自動車(自動二輪車を除く。)		1台につき1回	<u>円</u> 95	
	その他の車両		1台につき1回	56円			その他の車両		1台につき1回	55	
2 係船 料	係留施設(ビジターベースの係留施設を除く。)	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	3.06円 ( <u>2.84円</u> )		2 係船 料	係留施設(ビジターベースの係留施設を除く。)	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	2.98 ( <u>2.84</u> )	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	6.13円 ( <u>5.68円</u> )				不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	5.96 ( <u>5.68</u> )	
	ビジターベースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	2,100円 (県の区域内に住所を有する者以外の者(以下「県外者」とい			ビジターベースの係留施設	全長が10メートル以下の船舶	1隻につき1日	2,050円 (県の区域内に住所を有する者以外の者(以下「県外者」とい	

					う。)が使用する場合には、 <u>2,520円</u> )	
		全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,380円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,830円</u> )		
		全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,670円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>3,160円</u> )		
		略				
3 物揚場使用料	1日		1平方メートルにつき	<u>3.71円</u>	略	
	継続使用10日を超えるものは、超過日数1日		1平方メートルにつき	<u>7.43円</u>		
4 小型船舶用泊地使用料	プレジャーボート等1隻ごとに	泊地A	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>640円</u>	
		泊地B	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>510円</u>	
		泊地C	1月	船舶の長さ1メー	<u>410円</u>	

					う。)が使用する場合には、 <u>2,450円</u> )	
		全長が10メートルを超え、11メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,320円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,760円</u> )		
		全長が11メートルを超え、12メートル以下の船舶	1隻につき1日	<u>2,600円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>3,080円</u> )		
		略				
3 物揚場使用料	1日		1平方メートルにつき	<u>3.61</u>	初日の使用料は、無料とする。	
	継続使用10日を超えるものは、超過日数1日		1平方メートルにつき	<u>7.23</u>		
4 小型船舶用泊地使用料	プレジャーボート等1隻ごとに	泊地A	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>630</u>	
		泊地B	1月	船舶の長さ1メートルにつき	<u>500</u>	
		泊地C	1月	船舶の長さ1メー	<u>400</u>	

				トルにつ き	
		係船環		1月につ き	<u>150円</u>
		はしご		1月につ き	<u>460円</u>
5 停泊 料	1係留ごとに			総トン数 1トンに つき	<u>1.78円</u> ( <u>1.65円</u> )
6 船舶 給水料				1立方メ ートルに つき	高松市が 定める特 殊用の水 道料金の 額 に <u>86.90円</u> (80.50 円)を加 えた額
7 野積 場使用 料	野積 場	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>5.12円</u>
		未舗 装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>3.40円</u>
	コンテナ用電源			1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>
	夜間照明施設			1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>
8 上屋 使用料	事務室		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>
	荷さばき室		1日	1平方メ ートルに	<u>12.40円</u>

				トルにつ き	
		係船環		1月につ き	<u>150</u>
		はしご		1月につ き	<u>450</u>
5 停泊 料	1係留ごとに			総トン数 1トンに つき	<u>1.73</u> ( <u>1.65</u> )
6 船舶 給水料				1立方メ ートルに つき	高松市が 定める特 殊用の水 道料金の 額 に <u>84.50円</u> (80.50 円)を加 えた額
7 野積 場使用 料	野積 場	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>4.98</u>
		未舗 装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>3.31</u>
	コンテナ用電源			1キロワ ット時に つき	<u>21.00</u>
	夜間照明施設			1キロワ ット時に つき	<u>21.00</u>
8 上屋 使用料	事務室		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,400</u>
	荷さばき室		1日	1平方メ ートルに	<u>12.06</u>

				つき		
				継続使用 15日を超え 30日以下の ものは、 超過日数1日	1平方メ ートルに つき	<u>18.61円</u>
				継続使用 30日を超 えるもの は、超過 日数1日	1平方メ ートルに つき	<u>24.84円</u>
	給電設備			1キロワ ット時に つき		<u>21.60円</u>
9 荷役 機械使 用料	起重機			30分につ き		<u>31,000円</u> を超えない 範囲で 規則で定 める額
	ストラドルキャリア			30分につ き		<u>6,170円</u> を超えない 範囲で 規則で定 める額
10 旅客 施設使 用料	事務 室	旅客 ター ミナル ビル6 階か ら8 階ま で	1月	1平方メ ートルに つき		<u>3,080円</u>
		その	1月	1平方メ		<u>2,460円</u>

				つき		
				継続使用 15日を超 え30日以 下のもの は、超過 日数1日	1平方メ ートルに つき	<u>18.10</u>
				継続使用 30日を超 えるもの は、超過 日数1日	1平方メ ートルに つき	<u>24.15</u>
	給電設備			1キロワ ット時に つき		<u>21</u>
9 荷役 機械使 用料	起重機			30分につ き		<u>23,000円</u> を超えない 範囲で 規則で定 める額
	ストラドルキャリア			30分につ き		<u>6,000円</u> を超えない 範囲で 規則で定 める額
10 旅客 施設使 用料	事務 室	旅客 ター ミナル ビル6 階か ら8 階ま で	1月	1平方メ ートルに つき		<u>3,000</u>
		その	1月	1平方メ		<u>2,400</u>

	他		ートルに つき	
店舗		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>
会議室			1室につ き午前9 時から午 後9時ま で	<u>12,030円</u>
			1室につ き午前9 時から午 後5時ま で	<u>8,430円</u>
			1室につ き午後1 時から午 後9時ま で	<u>8,430円</u>
			1室につ き午前9 時から正 午まで	<u>3,590円</u>
			1室につ き午後1 時から午 後5時ま で	<u>4,830円</u>
			1室につ き午後6 時から午 後9時ま で	<u>3,600円</u>
荷さばき室		1月	1平方メ	<u>744円</u>

	他		ートルに つき	
店舗		1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,400</u>
会議室			1室につ き午前9 時から午 後9時ま で	<u>11,700</u>
			1室につ き午前9 時から午 後5時ま で	<u>8,200</u>
			1室につ き午後1 時から午 後9時ま で	<u>8,200</u>
			1室につ き午前9 時から正 午まで	<u>3,500</u>
			1室につ き午後1 時から午 後5時ま で	<u>4,700</u>
			1室につ き午後6 時から午 後9時ま で	<u>3,500</u>
荷さばき室		1月	1平方メ	<u>724</u>

				ートルに つき				
	その他の施 設	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>				
	給電設備		1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>				
	駐車場	1月	1台につ き	<u>20,570円</u>				
11 港湾 環境整 備施設 使用料	ハー バー プロ ムナ ード	イベ ント 広場	1日	1平方メ ートルに つき	<u>24円</u>			
		給水設備		1立方メ ートルに つき	高松市が 定める特 殊用の水 道料金の 額 に <u>86.90円</u> を加えた 額			
	レス トハ ウス	店舗	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>			
		その 他	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,460円</u>			
	給電設備			1キロワ ット時に つき	<u>21.60円</u>			
	略							
	第3駐車場			1台につ き30分ま でごとに	<u>510円</u>	午後4時 から翌日 の午前9 時までの		

				ートルに つき				
	その他の施 設	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,400</u>				
	給電設備		1キロワ ット時に つき	<u>21</u>				
	駐車場	1月	1台につ き	<u>20,000</u>				
11 港湾 環境整 備施設 使用料	ハー バー プロ ムナ ード	イベ ント 広場	1日	1平方メ ートルに つき	<u>24</u>			
		給水設備		1立方メ ートルに つき	高松市が 定める特 殊用の水 道料金の 額 に <u>84.50円</u> を加えた 額			
	レス トハ ウス	店舗	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,400</u>			
		その 他	1月	1平方メ ートルに つき	<u>2,400</u>			
	給電設備			1キロワ ット時に つき	<u>21</u>			
	略							
	第3駐車場			1台につ き30分ま でごとに	<u>500</u>	午後4時 から翌日 の午前9 時までの		

				間における3時間を超える利用に係る使用料は、1台につき <u>3,080円</u> とする。
	キャッスルプロムナード駐車場	1台につき30分までごとに	<u>150円</u>	略

備考

1～7 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1 棧橋 入場料	自動車（自動二輪車を除く。）		1台につき1回	<u>97円</u>	
	その他の車両		1台につき1回	<u>56円</u>	
2 係船 料	係留施設（仁尾港ビクターバース及び詫間港ポートパークの係留施設）	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.51円</u> ( <u>2.33円</u> )	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>5.03円</u> ( <u>4.66円</u> )	

				間における3時間を超える利用に係る使用料は、1台につき <u>3,000円</u> とする。
	キャッスルプロムナード駐車場	1台につき30分までごとに	<u>150</u>	20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。

備考

1～3 略

4 専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）に係る使用料のうち、係船料、停泊料及び船舶給水料については、本表金額の欄中（ ）内の金額を適用する。

5～7 略

2 その他の港湾の港湾施設使用料

種別	区分		単位	金額	備考
1 棧橋 入場料	自動車（自動二輪車を除く。）		1台につき1回	<u>円</u> <u>95</u>	
	その他の車両		1台につき1回	<u>55</u>	
2 係船 料	係留施設（仁尾港ビクターバース及び詫間港ポートパークの係留施設）	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.45</u> ( <u>2.33</u> )	
		不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>4.90</u> ( <u>4.66</u> )	

設並びにビ ジターバー スとして利 用可能な係 留施設を除 く。)				
仁尾港ビジ ターバー スの係留施設	全長が10 メートル 以下の船 舶	1隻につ き1日	<u>1,720円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,060円)	
	全長が10 メートル を超え、 11メート ル以下の 船舶	1隻につ き1日	<u>1,960円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,330円)	
	全長が11 メートル を超え、 12メート ル以下の 船舶	1隻につ き1日	<u>2,200円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,600円)	
略				
詫間港ポー トパークの 係留施設	全長が5 メートル 以下の船 舶	1隻につ き1月	<u>6,990円</u>	
	全長が5 メートル を超え、 6メート ル以下の 船舶	1隻につ き1月	<u>8,330円</u>	

設並びにビ ジターバー スとして利 用可能な係 留施設を除 く。)				
仁尾港ビジ ターバー スの係留施設	全長が10 メートル 以下の船 舶	1隻につ き1日	<u>1,680円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,010円)	
	全長が10 メートル を超え、 11メート ル以下の 船舶	1隻につ き1日	<u>1,910円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,270円)	
	全長が11 メートル を超え、 12メート ル以下の 船舶	1隻につ き1日	<u>2,140円</u> (県外者 が使用す る場合に あっては、 2,530円)	
略				
詫間港ポー トパークの 係留施設	全長が5 メートル 以下の船 舶	1隻につ き1月	<u>6,800</u>	
	全長が5 メートル を超え、 6メート ル以下の 船舶	1隻につ き1月	<u>8,100</u>	



	全長が6メートルを超え、7メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>9,660円</u>	
	全長が7メートルを超える船舶	1隻につき1月	<u>11,000円</u>	
ビジターバースとして利用可能な係留施設	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.51円</u> ( <u>2.33円</u> )	
	不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>5.03円</u> ( <u>4.66円</u> )	
	全長が10メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,370円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,640円</u> )	
	全長が10メートルを超え、11メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,560円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,860円</u> )	
	全長が11メートルを超え、12メートル以下のプレジャー	1隻につき1日	<u>1,750円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,070円</u> )	

	全長が6メートルを超え、7メートル以下の船舶	1隻につき1月	<u>9,400</u>	
	全長が7メートルを超える船舶	1隻につき1月	<u>10,700</u>	
ビジターバースとして利用可能な係留施設	定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>2.45</u> ( <u>2.33</u> )	
	不定期船1係留ごとに	総トン数1トンにつき	<u>4.90</u> ( <u>4.66</u> )	
	全長が10メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,340円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,600円</u> )	
	全長が10メートルを超え、11メートル以下のプレジャーボート	1隻につき1日	<u>1,520円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>1,810円</u> )	
	全長が11メートルを超え、12メートル以下のプレジャー	1隻につき1日	<u>1,710円</u> (県外者が使用する場合には、 <u>2,020円</u> )	

		一ボート					
		略					
3 物揚 場使用 料	1日使用料		1平方メ ートルに つき	<u>2.97円</u>	略		
	継続使用10日を超える ものは、超過日数1日		1平方メ ートルに つき	<u>4.45円</u>			
4 小型 船舶用 泊地使 用料	プレ ジャ ーボ ート 等1 隻ご とに	泊地 A	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>510円</u>		
		泊地 B	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>410円</u>		
		泊地 C	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>320円</u>		
		係船環		1月につ き	<u>150円</u>		
		はしご		1月につ き	<u>460円</u>		
				1月につ き	<u>460円</u>		
5 停泊 料	1係留ごとに		総トン数 1トンに つき	<u>1.42円</u> ( <u>1.32円</u> )			
6 野積 場使用 料	詫間港コン テナターミ ナルの野積 場		1日	1平方メ ートルに つき	<u>4.01円</u>		
	その 他の 野積	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>4.59円</u>		

		一ボート					
		略					
3 物揚 場使用 料	1日使用料		1平方メ ートルに つき	<u>2.89</u>	初日の使 用料は、 無料とす る。		
	継続使用10日を超える ものは、超過日数1日		1平方メ ートルに つき	<u>4.33</u>			
4 小型 船舶用 泊地使 用料	プレ ジャ ーボ ート 等1 隻ご とに	泊地 A	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>500</u>		
		泊地 B	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>400</u>		
		泊地 C	1月	船舶の長 さ1メー トルにつ き	<u>320</u>		
		係船環		1月につ き	<u>150</u>		
		はしご		1月につ き	<u>450</u>		
				1月につ き	<u>450</u>		
5 停泊 料	1係留ごとに		総トン数 1トンに つき	<u>1.38</u> ( <u>1.32</u> )			
6 野積 場使用 料	詫間港コン テナターミ ナルの野積 場		1日	1平方メ ートルに つき	<u>3.90</u>		
	その 他の 野積	舗装	1日	1平方メ ートルに つき	<u>4.47</u>		

	場	未舗装	1日	1平方メートルにつき	3.07円
	コンテナ用電源			1キロワット時につき	21.60円
	夜間照明施設			1キロワット時につき	21.60円
7	荷役機械使用料	起重機	30分につき	11,310円を超えない範囲で規則で定める額	
		フォークリフト	30分につき	5,140円を超えない範囲で規則で定める額	
8	旅客施設使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,640円	

備考

1～8 略

3 高松港港湾施設占用料

略

備考

1～3 略

4 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに2及び3により計算して得られた額に100分の108を乗じて得た額とする。

	場	未舗装	1日	1平方メートルにつき	2.99
	コンテナ用電源			1キロワット時につき	21.00
	夜間照明施設			1キロワット時につき	21.00
7	荷役機械使用料	起重機	30分につき	11,000円を超えない範囲で規則で定める額	
		フォークリフト	30分につき	5,000円を超えない範囲で規則で定める額	
8	旅客施設使用料	車両乗降用可動橋	1回につき	1,600	

備考

1～3 略

4 外航船舶に係る使用料のうち、係船料及び停泊料については、本表金額の欄中（ ）内の金額を適用する。

5～8 略

3 高松港湾施設占用料

略

備考

1～3 略

4 占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに2及び3により計算して得られた額に100分の105を乗じて得た額とする。

5・6 略

4 その他の港湾の港湾施設占用料

略

備考

1・2 略

3 占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に100分の108を乗じて得た額とする。

4・5 略

5・6 略

4 その他の港湾の港湾施設占用料

略

備考

1・2 略

3 占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、本表の備考以外の部分並びに1及び2により計算して得られた額に100分の105を乗じて得た額とする。

4・5 略

附 則

1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に許可を受けた占用又は使用でその期間が同日以後にわたるものの同日以後における期間に係る占用料又は使用料の額は、改正後の別表の規定により計算した額とする。